　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥労基協発第２２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３１年　３月　１日

　事　業　者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　 　鳥取労働局登録教習機関

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（一社）鳥取県労働基準協会

２０１９年度「プレス機械作業主任者技能講習」

（鳥労登教第１６号）開催のご案内

　プレス機械を５台以上有する事業場は、プレス機械作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者の指揮により作業を行わせなければなりません。　この講習はその資格を与えるためのものですので漏れなく受講されますようご案内致します。なお作業主任者は、作業に従事する労働者を直接指揮する必要があるため、交替制作業や各作業場ごとの選任が必要となることを申し添えます。

記

１．受講定員　６０名　定員になり次第締め切ります。

２．講習期日、会場

期　日 ２０１９年８月２７日（火）・２８日（水）

　会　場 県立倉吉体育文化会館　中研修室（倉吉市山根５２９－２）

３．講習日程

第１日　８：３０～　８：５０ 受付　　８：５０～　９：００事務局説明

　９：００～１８：２０ プレス機械、その他の安全装置等の種類、構造及び機能(6h)／プレス機械、安全装置等の保守点検(2h)

　　第２日　９：００～１８：２０ プレス作業の方法(5h)／関係法令(2h)／学科修了

試験(1h)

　　　　　（講習は昼食及びその他の休憩を含みます。）

　　※科目免除の方は、関係法令（8/28　15:10～17:15）のみの受講になりますので、第２日の１４：５０～１５：００に受付を済まして下さい。学科修了試験も関係法令のみの試験になります。

４．受講資格

　　　①プレス機械作業に５年以上従事した経験を有する者

　　　②プレス機械作業主任者技能講習規程第１条第１号から第７号に該当するもので　　　その後４年以上プレス機械作業の業務に従事した経験を有する者

５．次の左欄に掲げる者は、同表の右欄に掲げる講習科目について、受講の免除が受け　られます。

|  |  |
| --- | --- |
| 受講の免除を受けることができる者 | 免　除　科　目 |
| ①　プレス機械作業主任者技能講習規程第１条第１号から第４号まで、第６号及び第７号に該当する者  ②　職業能力開発促進法施行令（昭和４４年政令第２５８号）別表に掲げる検定職種のうち、金属プレス加工、鉄工又は板金に係る１級又は２級の技能検定に合格した者（鉄工に係る１級又は２級の技能検定に合格した者にあっては当該合格した技能検定の実技試験において製罐作業を試験科目として選択した者に限り、板金に係る１級又は２級の技能検定に合格した者にあっては当該合格した実技試験において建築板金作業又は工場板金作業を試験科目として選択した者に限る。）  ③ 職業能力開発促進法第２８条第１項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第１１の免許職種の欄に掲げる塑性加工科の職業訓練指導員免許を受けた者 | プレス機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識  プレス機械、その安全装置等の保守点検に関する知識  プレス作業の方法に関する知識 |

６．受講料

　全科目受講者　受講料　１５，５５２円（消費税、テキスト代１，５１２円含む）

科　目免除者 受講料　　５，８３２円（消費税、テキスト代１，５１２円含む）

７．講習申込み手続き

　（１）別紙「申込書」で申し込んでください。受講料は「銀行振込」か「現金書留」で支払い、当協会に郵送してください。なお「銀行振込」の場合は「振込依頼書」等の写しを申込書に添付してください。（ＡＴＭ等でも可）

「現金書留」の場合は申込書と受講料を同封してください。

　「銀行振込」は下記の口座にお願いします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 鳥取銀行鳥取支店 | 普通 | №０２７３２２３ | （一社）鳥取県労働基準協会 |

（２）写真が２枚（縦３．０㎝×横２．４㎝）必要になります。

申込書の右上の欄に糊付けしてください。

（修了証用の写真は、後ではがしますので軽く貼っておいてください。）

（３）受講申込後の受講取消については、講習の１週間前までに申し出があった場合を除いて、受講料をお返ししませんので、ご注意ください。

（４）受講申込者には、講習日の１週間前に「受講票」を郵送いたしますので、受講当日は必ず「受講票」を持参し、講習１０分前までに受付をすませてください。

学科修了試験を実施しますから、筆記用具を忘れないようにしてください。

８．郵送先は下記のとおり。その他不明な点（締切、受講資格等）についても下記へお尋ねください。

〒689-1112 鳥取市若葉台南１－１７　（一社）鳥取県労働基準協会

Tel（０８５７）５２－７３００　　Fax（０８５７）５２－７３１１